

檜葉町子育て世帯応援給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために給付金を支給します！

はじめに・・・

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う食費等の支出増加等、子育て世帯への家計が悪化していることを踏まえ、檜葉町独自の取組として、当町に居住する子育て世帯へ対し、応援給付金を支給します。

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和4年11月1日時点、当町に住民登録がある平成16年4月2日以降(障害児の場合は平成14年4月2日以降)に生まれた児童
- ②令和4年11月1日から令和5年3月31日までに生まれ、当町に住民登録がある児童
- ③令和4年11月1日から令和5年3月31日までに当町へ転入し、現に当町にて居住実態がある平成16年4月2日以降(障害児の場合は平成14年4月2日以降)に生まれた児童

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、5万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

申請が不要な方⇒令和5年2月9日の支給を予定しています。

申請が必要な方⇒申請受付後、書類審査の上、支給となる見込みです。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

◆支給要件①に該当する方(同一世帯に高校生がいる場合も含む)⇒申請不要。
令和4年10月支給時の児童手当を受給している口座に振り込みます。

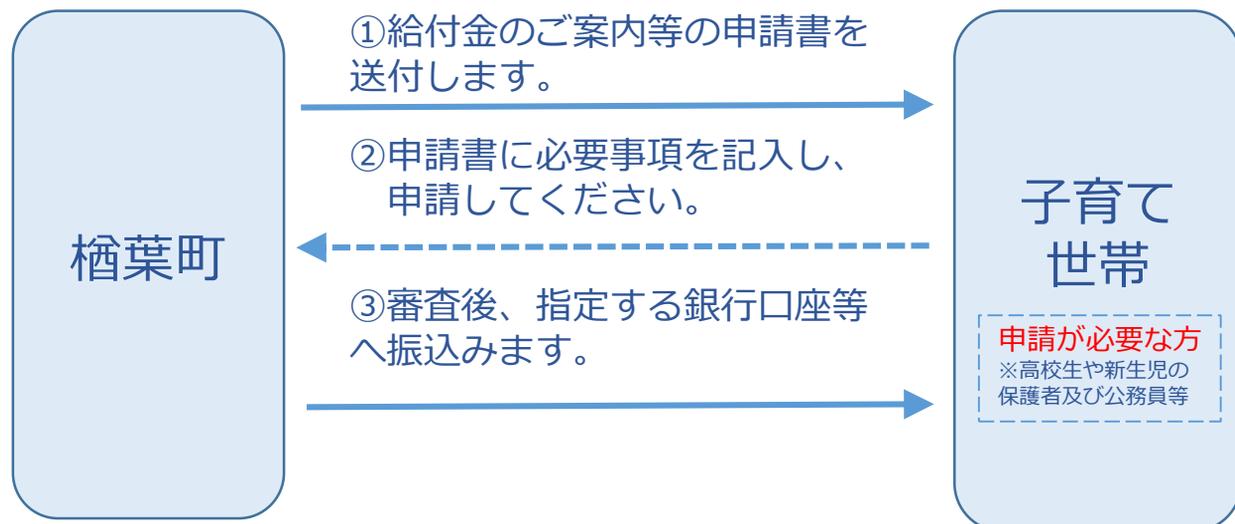
◆支給要件①以外に該当する方、公務員の方⇒申請が必要です。

申請書において指定した口座に振り込みます。

※指定口座への振込が口座解約・変更等により支給できない場合、給付金が支給できませんので令和5年3月末までに必ずご対応願います。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請が必要な方の申請方法については、次のとおりです。



必要な書類は？

申請が必要な方については、下記書類を提出してください。

- ① 申請書(檜葉町ホームページからダウンロード可能です。)
- ② 申請者の身分証明書(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード 等)
- ③ 振込先金融機関が確認できるもの

お問い合わせは



檜葉町こども課 子育て支援係

電話：0240-23-5515(内線146)

「檜葉町子育て世帯応援給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに檜葉町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに檜葉町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。